

問われる在日韓国・朝鮮人

佐藤勝巳『在日韓国・朝鮮人に問う』

(亜紀書房、一九九一年) を読んで

裴 富吉

一 はじめに—概観—

一九九一年の梅雨が空けたある蒸し暑い日、私は一冊の本を一気に読んだ。その本の題名は『在日韓国・朝鮮人に問う』、著者は「在日」韓国・朝鮮人問題の研究者、佐藤勝巳氏である。

佐藤氏(以下簡単に氏とよぶ)は、日本人と在日韓国・朝鮮人(在日とよぶ)の相互理解と友好増進を願って、同書を公刊したという。

氏は、在日の「一部」法的地位は日本人・本国籍人よりも優位となり、いわば特権的地位を手にし、さらに多くの「特権」を要求している。これでは、日本社会と在日とのあいだに「新しい」亀裂が生じるほかに

い。限度をこえた在日の要求は日本社会との「共存・共生」をむずかしくするという。

氏は、「在日」韓国・朝鮮人問題にながくとりくんできた専門(活動)家である。その発言には傾聴すべき意見が多くある。しかし、その主張にはみのがしえない誤謬や脱線もある。

二 在日韓国・朝鮮人氣質

氏は一九六四年から日本朝鮮研究所に関係しはじめ、翌年に同事務局長となる。

まず金禧老事件(一九六三年春)で本人に会い、彼の人格に「原コリアン」の姿をみいだした。それは、正直に自分の感情を表明するが、自

分の不利は認めず、相手の非は過大にいう人間類型だという。この「原コリアン」は、氏の在日「人」の原像となった。

まず氏は、一九七〇年から朴鍾碩の日立就職差別裁判にかかわる。そこで日本企業への就職は在日の同化になるという「在日」の考えかたにふれる。つぎに一九七〇年代前半の出入国管理法反対運動にかかわる。そこで同法の反対者がその内容をしらずに騒ぐのをしる。

氏は入管問題に関係するうち、在日のもつ価値観「法律は破るもの」という考えかたに接し、日韓両民族の法観念にある落差を感じる。「在日」国会議員↑上級官僚の關係に馴れあいが生じたら、日本国家はこまる。「入管ブローカー」の存在や賄賂の

金の動きも察知できた。もつとも氏は、その金の貰い手がわの実態に言及していない。

氏は、最近の日本に入国が増加している外国人(労働者)(とくに長期滞在・永住希望者)と、一九二〇年代に日本にわたってきた在日一世とをだぶらせると、現在の在日の行動様式が現実味を帯びてわかる気がする。とはいえ、氏は両者の、単純な比較のできない歴史的事情を先刻承知のことと思う。

「仮説」。——韓国・朝鮮人も日本人も文化が異なるものに拒絶反応をします民族であり、「在日」が差別といつてきた部分の多くは、そのちがい・差異に由来する。氏は、両者間に介在するという、相互のちがい・差異に対する「拒絶反応」を重大視

している。

三 「在日韓国・朝鮮人」像と母国語問題

在日の民族差別とともに闘ってきた氏は、反省を要するのは民族団体の幹部だという。内部での足の引っ張りあい。北朝鮮系「総聯」は、日本企業への就職や社会保障の適用が在日の同化になるとして、これに強く反対した。また氏は、流言蜚語は在日の多くに共通するものであり、政治的立場がちがうと事実の確認もせず推測で相手を誹謗中傷する習性があると指摘する。

日立就職差別裁判の朴には朝鮮語もしらないとの非難があり、本人はだいぶ動揺した。しかし在日一世が二世に母国語を教えたかどうかは、両親の自由意志による。日本にはそれを制限する法律も社会的圧力もない。一世たちはなぜ日本語を子供たちに教えたのか。これは在日として生きることを選択したことになる、という。

——このへんまで話しがすすむと、氏の発言はその道の専門家らしくない筆致をみせはじめ。在日一世が

二世に母国語を教えようとしなかった（それも自由意志！ それをじゃまする法律も圧力もなかった!!）という発想は、「在日」問題の専門家のものとは思えないほど雑な見解である。

日本人の海外居住者は六十万をこえる。国外で、日本人子弟（小学生四万九千人）の日本語教育にその両親たちがどのくらい苦労しているかについては、ここでふれない。

戦前の事情はともかく、敗戦から今日まで、日本社会が在日の母国語習得に支障を与えなかったという事実認識は、完全にまちがいである。この事実には戦後史が語るどころである。在日は、幼少のころから自国の言語・伝統・歴史・文化に誇りをもてなくなるような社会的圧迫感を、この国から受けつづけてきた。これは筆者の実感でもある。

一世が二世に韓国・朝鮮語を教えず、なぜ「日本語」を教えてきたかなどと問いつめられると、正直いって筆者は絶句するほかない。その土地に生まれた人間は、ふつうその土地の言語をしゃべるようになる。「教えなかった」ことが、ただちに「教える気もなかった」ことまでを意味

しない。北朝鮮系の民族学校では、母国語を完全に習得させている。

現行の外国人登録法は、在日の韓国・朝鮮語の使用に無言の圧力となっている（外国語「韓国・朝鮮語」を話す人間は「在日」↓外国人登録法の規制対象↓外国人登録証明書の常時携帯義務あり↓違反には罰則！）。

氏は、一世が二世に母国語を教えたことを、一世が日本に「在日」として生きることを選択したというふうに解釈するが、これは短絡である。一世は教えたとしても教えず（生活が精一杯でそんな余裕はない）、二世は習いたくても習えない環境（民族学校は潰される・近くに学校はない・公的扶助もない）にあった。

氏は、人間がどこに住むようになったかの問題と言語習得の問題を混同した議論をしている。

日本社会は在日系民族学校に反感・反発をもち、「官・民」一体でその存在を否定的にみてきた。京都韓国学校の移転改築問題は、解決までなんと二〇年を費やした。アメリカン・スクールならどうだっただろうか。

四 指紋捺捺問題

氏は、一九五五年に導入された外国人登録法の指紋捺捺制度に、当時在日は反対せず、一九八四―一九八五年に反対運動をはじめたのはおかしいという。

しかし、これは歴史の流れを否定的にしかみない解釈である。在日は指紋捺捺制度を甘受していない。当初から拒否者はいたし、反対の動きもあった。その拒否者は重罰をうけている。一九八五年に急激に巻き起こった「指紋捺捺撤廃運動」は、過去に蓄積されてきた在日の怨念（恨（ハン））の、また反対意思の爆発であったにすぎない。

氏は、出入国管理法や外国人登録法の問題で在日たちに、彼らの法的地位や処遇に関して多くの講演をしてきたが、彼らはほとんど関心をしめさず、たまにあっても「自分たちは外国人だからしたがわるるをえない」という反応だった。ところが、指紋捺捺撤廃運動がはじまってからは、それらの法には「屈辱で体が震える」というのはおかしい、と非難する。

在日問題の専門家がこの程度の認識かと思うと筆者は情けなくなる。

時代の流れの変化が、国際情勢の大勢が、そして戦後日本の民主主義教育をうけた在日二世三世たちの意識の変革が、かつての「不愉快」を「屈辱」に感じなおさせ、かつての「したがわざるをえない」を「体が震える」怒りにかえさせたといえないか。

「指紋押捺」の体験、あの暗いやりとり（役所の一角、曇りガラスで仕切られた場所で担当公務員を相手におこなうもの）は、表現しようのないほど陰鬱である。

氏は、外国人登録制度をアウシュビッツになぞらえるのは、限度をしない比喩だという。たしかにそれはいいすぎであろう。しかし、旧日本帝国支配下の朝鮮半島は実質アウシュビッツのようだった。敗戦まで、朝鮮・日本本土、そのほかの外地でどのくらいの数の朝鮮人が殺され、奴隷のように酷使されていたかは、証拠湮滅もあって定かではないが、その被害者＝死者の数は、数十万の単位に達するはずである。

五 本名と通名

氏は、在日の日本名使用問題は、これを日本社会の民族差別のみで説明するにはむりがあるという。四世の代まで半世紀以上も日本に住むのだから、日本と異質な風俗・習慣・価値観などもって生きていくことは、現実的にむりなことだといひ、だから日本名の使用は当然だとする。

しかし、氏のこの主張は視野のとりかたがせまい。海外に移民した日本人は、いままも日本の名字を使いつづけている。海外の移民日本人も三・四世の世代になっている。

日本の姓で「金（こん）」「今」「昆」「近」も同源、もとは朝鮮系）があるが、「李」や「朴」「崔」「鄭」などの姓がこの国にあって悪い理由はない。その使用に差別や偏見の視線をむける社会のほうが問題ではないだろうか。

アメリカ合衆国では人の姓をみれば、その出身地（出身国）がわかるものがほとんどである。日本はその対極に位置する国である。

筆者の聞いた話だが、久礼（くれ）という姓はもとは朝鮮姓の「呉」で

あったが、明治以後この社会のなかでは「呉」が使えなくなり、久礼にかえざるをえなくなったという。

氏は、本名使用の在日は民族差別に負けない人で、通名はそれに負けた人という二分法はおかしいという。だが、こんなふうな問題がとりざたされる日本社会に、もともと病理の根源があることをよく認識すべきである。

フランスに住むんだから（フランスでもその出身がわかる姓をもつ人間も多い）フランス風の姓を付けましょうというのと、在日の「通名」問題とは性質がちがう。

日本社会は、韓国・朝鮮人の姓もこの地に住む同じ人間の「名」として、そのまま受容する気持があるのか。自国人は外国に移住しても日本姓を使うのはあたりまえだが、日本で在日が韓国・朝鮮の姓を使うのはまずいというのは、まさに勝手なりくつであり、前後一貫しない。

六 被害者意識

在日は、いつでも悪いのは他者で、自分は被害者に位置づける。社会保障面で制度的差別が全廃され、特別

永住が実施されているのに、「加害者」日本の民族差別と偏見をいつづけていると、氏はいう。

氏は、在日に日本国籍を与えて諸問題の解決をめざせとする論者である。そもそも在日の問題の根幹は、昭和二〇年代に日本政府が旧「日本国籍」保持者の在日朝鮮人から、一方的にそれを剥奪した事実にある。氏の国籍付与「論」はその時点に問題を引きもどす意味もある。いわば、ボタンの掛けまちがいを遅まきながらも正そうということになろうか。

だが、半世紀以上も住みつづけている人間に対して、社会保障の全面適用だとか永住権（ずっと永住してきている！）の一律付与などといった、この国の施策じたいが摩訶不思議なのである。国籍云々以前の問題がありやしまいか。

七 異質との共存・共生

氏は、在日の一面観（一面事実の針小棒大的な主張と強い被害者意識）で、日本政府や日本人を非難する思考は、事実を重視し、責任回避を潔しとしない日本人の価値観とするとく対立するという。

氏は話は極端である。今日ある在日問題は、日本の植民地支配・戦争責任に対する責任回避、日本国民の加害者意識の希薄さ（被害者意識は在日に劣らずしっかり保持している）のため、いっこうに好転の兆しが見えない状態にあった。「指紋捺捺制度」の廃止も、在日（など）の猛烈な撤廃運動があったから実現したのであり、なにもいわずに実現したのであれば、なにもいわずに実現したのであれば、なにもいわずに実現したのであれば、

氏は、「指紋」の治安上の抑制力を信じて疑わないようであるが、スパイ活動防止問題と在日外国人の「指紋」問題を同一視するのは、在日だけでなく日本人自身にもかわる重大問題として、非人道的・反人権的なとらえかたになることに気づくべきである。

在日の「指紋採取」は、専門研究者が明確に指摘しているように、とつくの昔にその役割を終えている。スパイ活動防止をいうなら、日本人全員からも指紋を採らねば、その効果はうすい。

警察および関係当局は、職務上大いに「内外」「国民」の指紋を採取する義務をもつ。だから、外登法で在日の指紋が利用できるならばこれに

こうしたことはない。日本人も交通違反や虎箱にお世話になったさい、きちんと指紋を採られている。

ともかく、氏の指紋問題の説明は、まるで当局関係者のような口調であり、受け売りそのままである。結局、事の本質がみえていない。

八 民族差別の解釈

氏は、民族差別をなくすにはそれが再生産される過程や構造を明らかにしなければならぬとする。ただし正論である。

氏はいう。在日は日本社会との共存・共生を要求する。とはいえ、なにか「異質」なのか、またそれが守るに値する「質」か否かに関する検討もなく、自分たちの主張利益を認めない日本社会がけしからんというのでは、対応のしようがない。

結局、在日は自己の相対化、自己検証ができていない。ここに彼らに在日の最大の問題があるという。日本人が自分たちを不幸におとし入れた「元凶」としてあり、これがよい方向に変化しつつあることを認めると、自分たちの「正義の立場」がうしなわれると思っっている、ともいう。

氏は、日本企業に定住外国人採用を義務づけたら、彼らの自己努力・自己変革を軽視する傾向をさらに強めるだけで、ながい目でみるとかえって不幸にするだけだと断定する。

アメリカでは問題をかかえながらもすでに実施されている、アフターマティブ・アクション（affirmative action：積極的正処置）は、日本では採用しないほうがよいという論調であるが、問題解決への試行錯誤の可能性すら否定する氏の立場は不可解である。

敗戦直後、在日朝鮮人たちの社会秩序を無視した行為と、李承晩政権の日本漁船拿捕事件がなければ、日本人の韓国・朝鮮人観は現在とは大変かわっていただろう、と氏は述べる。

しかし、敗戦直後の出来事↓「解放民族」朝鮮人の乱暴・狼藉を手を拱いて黙視し、それに毅然たる対応ができず、凶に乗らせたのは日本人…日本社会であった。李ラインの問題として、韓国漁民の貧しい立場を配慮しながら観察できた人が、いったい日本がわにいたであろうか。くわえて、日本のマスコミ報道の扇動的

であったことは、当時の新聞をみればわかる。

氏は話は戦後に限定されている。一九四五年以前からの対朝鮮人観は、どう関連してくるのだろうか。

敗戦直後、日本人・日本社会の自信喪失、茫然自失は、在日朝鮮人たちの跳ねあがり行動を制御できなかった。そのときの悔しい思いもあつてか、それまで旧日帝が朝鮮でなにをしてきたのかということは忘れ、戦後の闇市を一時支配し、無法をかさねてきたとする、韓国・朝鮮人に対する憎悪意識⇨差別感情だけは増幅・倍加させてきたのである。

ちなみに、戦後の闇市場はなにも「第三国人」だけのものではなく、日本人にも不可欠のものであった。闇物資を拒否し、餓死した判事の話は有名である。

明治以来の旧日帝による朝鮮支配そして在日問題が、戦後混乱期に巻きおこった朝鮮人のアナキー的行為の犯罪性によって、相殺される筋合いはない。それとこれとはひとまず別問題である。鼻糞が目糞の汚さをいいつるのは、たまらない。



九 歴史的事情の理解

氏は、一九四七年の外国人登録令の施行やその後の指紋捺捺制度の導入は、戦後の政治的社会的背景のなかで出てきており、日本政府や日本人の偏見や排外的な考えのみから生まれてきたものではないという。

そうした経緯の分析、真実の探究はその道の専門家にゆずるが、氏の解釈は「逆立ち」している。それでは、その後政治的社会的背景が大きく変化したにもかかわらず、いつまでも外登法（特に指紋問題）が「悪法も法は法」というかたちで在日を苦しめてきた経過を、氏はどうみているのか。

氏は治安対策上（なにゆえに在日がその対象となるのか・全員スパイとでもいうのか？）それもやむをえないというような口つきである。氏に民主主義感覚ありや？ 人権感覚ありや？ こういつてみたくなる。筆者のばあい、運転免許証をもたないせいか、結婚以来「外登証」の提示を官憲から求められた経験がない（一七年以上）。指紋で私を確認するなど笑止千万である。氏の論法で

いくと、日本人も全員「指紋付き」の「身分証明書」をもたなければ（もちろん罰則あり！）いけない国になりそうである。

一〇 時間を守らない在日

在日は時間にルーズである。日本人にもその手合いはいるが、とくに在日はひどいという。ものの生産に警えれば、時間（納期）を守れない人間は欠陥商品である。氏は、こう在日をしかる。たしかに氏の難詰はあたっている。在日には時間厳守の精神が足りない。

だが、筆者の最近の体験では、民団の県支部総会に出席したさい、時間の進行は正確におこなわれていた。在日の時間観念もすこしは、変化してきているようである。

一一 矛盾する発言

氏はいう。在日の権益活動家は、従来の主張や認識と矛盾する言動をしている。たとえば、制度的差別がなくとも民族的差別と偏見がすこしもなくならないというならば、かりに国籍法が血統主義から生地主

義にあらたまつたとしても、民族差別がなくなるといふ主張はできないはずである、と。

氏の論述は、あたっている面とそうでない面がある。制度的差別の除去が民族的差別の除去に一直線につながらない点に、問題の困難さがある。この国がどのくらい本気で、意識的に在日関係の差別の除去に努力してきたかをみるとき、そういわざるをえない。

ここで参考のために、日本人自身・日本国内の問題として同和問題があることを指摘しておく。

この人間の意識をかえるためには制度をかえなければならぬ。この制度をつくるのは人間の意識である。こうした三角関係をいかにとらえるべきかが問題となる。

氏は「約束を守る在日韓国・朝鮮人企業家」の前むきの努力、信頼関係をつくる生活ぶりにふれ、彼らによってこそ民族差別の根拠が除去できることを示唆する。

一二 在日韓国人の特権

在日韓国人「後孫（法的地位協定

にいう在日三世以下）」に、出入国管理及び難民認定法を適用しなくなる、在日韓国人は韓国のパスポートで日韓両国をビザなしで往来できる。氏は、これは在日の特権になるとい

う。だが氏の議論は形式にとらわれている。日本（国籍）人でも複数国のパスポートを所有し（両親が国際結婚の関係でそうなる）、氏のいうような「特権」的なその使いかたをしているケースが、すでに発生している。在日のばあい「特権！」はダメで、日本人のばあい「特権？」は黙過できるであろうか。

また氏は、韓国（大韓民国）は住民登録で国民に十指の指紋採取を義務づけているが、在日にはそれをしていない。この取り扱いは「差別」ではないかという。しかし、こういう比較はまさに本末転倒である。この論法でいくと、在日の男子青年は韓国の兵役義務に服すべきだということにもなりかねない。だが実際はそうはしていない。なぜか。在日問題の専門家に聞くのは失礼になろうから、これ以上は問わない。

祖国で在日が一人前に処遇されていない事実はある。とはいえ、在外

公民としての在日は特殊な事情にある→日本に居住し日本の法に守られて生活しているのだから、ここに韓国の法を適用することなどできない相談である↓(一部民法は除く)。日本の法は当然在日に適用されて、いまままで「指紋」をこの国から採取されてきたのである。氏の話を聞いてみると、在日は指紋を採取されたほうが適当な存在だといっているようにも聞こえる。

氏は、指紋問題をやみくもに治安問題とむすびつけたがるが、これは事の本質がよくみえていない者の観察である。在日にとって指紋制度の撤廃は「特権」を意味しない。それは日本における人権問題一般の向上を意味する。韓国国民の実態と直接比較するのは「比較にならない比較」である。

一三 民族教育問題

韓国政府が日本政府に自国民(在日韓国人)の民族教育の金を出せというのは、信じがたい要求だと、氏はいふ。それは本来韓国政府のすることだといふ。

はて氏のいうことはますますおか

しくなる。在日の民族教育は日本政府の責任である。だから在日や意識ある日本人教育者は、民族学級の積極的設置を要求してきている。

こういうふうと考えてみてはどうだろうか。在日の存在は「県民文化」に相当しこれを形成するひとつの「民族」主体である。この程度に在日を認知できれば、この日本の精神性が「大人」であることを世界に認めてもらえるであろう。異質との共存・共生は相手の存在を認めることには不可能である。

在日の民族教育に使う金のその源泉は、結局在日の支払った税金であるから、こういう金の積極的使いかたをする(日本国家予算の)部分が多少はあってもよいはずである。

氏には、「民族」の「質」のちがいを育成する「教育」をほどこすはず、という感覚があるようだが、それでは民族間の交際・交流、まして異質との共存・共生は達成のしようがない。海外の日本人学校は、財源の問題はさておき、まちがいになく日本の「民族教育」をしているはずである。在日と海外日本人の問題は、月とすっぽんほどの差があるから、単純な比較はしたくないが、在日の

民族教育は「否」だが、海外日本人のそれは「良い」ということはできない。

氏は、在日に日本国籍を与えよ、そうすれば問題の大部分は解決の方向にむかうと考えている。しかし、そうなったら(在日への国籍付与)なったで、在日たちの「民族教育」の問題は、こんどはまさに日本国内の「民族教育」問題へと脱皮し、成長する(!?)ことになるだろう。現在の日本社会の状況のままでは、さきにふれた同和問題的存在になるにちがいない。筆者はそうなればよいなどとは毛頭考えないが、そういう予測も配慮にいれておく必要が、この日本社会にはあると思う。

いずれにせよ、在日の民族教育問題は、在日自身や日本人教師たちの努力によって、地方自治体との交渉・理解をとうして実現している面が強い。韓国政府との関係は二次的位置しか占めていない。

一四 選挙権・被選挙権

地方議会の選挙権・被選挙権をもちたいならば、在日は日本国籍をとればよいではないかと、氏はいふ。

これは在日問題専門家とも思えない発言である。氏はこの国の帰化行政の実態をまさか知らないわけではあるまい。先進国中、日本国籍ほど取得しにくい国はない。くりかえすが、半世紀以上も住んでいる人間に国籍を与えない国である。

一五 難民問題との関係

要は、日本政府の「帰化」行政に他民族性圧殺作用が「毒」としてふくまれるかぎり、問題は落ちつくところをみせないだろう。

氏は、外国人登録法「指紋捺捺度」の廃止は、難民対策をむすかしくするという。ここでも氏は問題を混同している。在日韓国・朝鮮人問題と難民問題がなにゆえ直結されねばならないか。議論のもつていきかたが、はじめからおかしい。両問題は別々に考えるべき内容を有する。

一六 謝罪と償い

「在日韓国・朝鮮人の保障・人権法案(〇)(民族差別と闘う連絡協議会作成)は、過去の植民地支配と旧植民地出身者に対して、戦後補償・

人権保障を要求するが、氏はこれへんてこな主張だという。日韓条約の「謝罪と償い」が十分でなく、在日の地位・処遇も不十分だというのをおかしいとする。同案の仮説は、都合のよければかりのものであるから、これで補償を要求する態度には日本人は反感を感じるだけであるともいう。

氏の憂慮はこうなる。指紋問題の解決↓地方公務員の国籍条項撤廃↓在日の戦後補償と、はてしなく「特権」の要求がつづくことになる、と。氏は、自国民よりも他国民に優位な特権を認めるべきではないという。はてな、われわれ在日韓国・朝鮮人は、そんなに「特権」的な要求を掲げているのだろうかと思を傾けたくなる。いままで日本政府は、「外国籍」の人間には基本的な人権を認めず、それこそ人権蹂躪を地で行ってきた。氏は、そこで在日に「日本」国籍を与え、それを一気に解決せよというのであるが、はたして問題はそんなに単純であろうか。

こういうことである。——日本国籍の付与により、在日のかかえる法的・形式的問題のかんりの部分は解決するにちがいない。指紋問題はほ

ぼけりがあった。地方公務員採用問題もよい方向にむかうだろう。だが、なおのこされている重要問題がある。それは実質的・内容的問題である。国籍を取得した「在日」たちの生きた問題である。氏の論調は在日に「日本国籍」人になれといっているように聞こえるが、そうすれば在日は日本社会に対して過大・法外な要求（これは氏の表現によれば特権のこと）をしなくなる、できなくなるとでもいうのであろうか。

かりに、在日たちに日本国籍が与えられたらとせば、彼らが韓国・朝鮮人系日本人として生きていく方法を誰も拒否できない。人間の生きかたに関することゆえ、それにどうのこの注文をつけることもできないから、そのときになっても、あいかかわらず「異質」との「共存」「共生」の問題は継続していくだろう。だから日本国籍の有無にかかわらず、在日の問題は根強く残存していくほかない。

なぜなら、従来の日本の「帰化」行政は他民族性抹殺志向であるが、氏のような国籍付与「論」は、そのような志向はもたない。しかし、在日韓国・朝鮮人の民族性が抑圧作用

をうけにくくなるという保障もたない。もちろん、このへんの問題の予見は多様であつてよい。

そこでは、氏のいうような在日の「特権」が要求されなくなるであろうか。氏が特権だと形容していたものが、こんどはあたりまえの・当然の要求として提出されることになるであろう。氏は、現状では在日および韓国政府の言動によって、事態は日韓両国のナショナリズムの暴発という危険な方向に確実にすすみつつあるとみているが、こうした問題を日本の国内問題化（在日が日本国籍を取得）することで、はたしてただちに解決可能となるであろうか。もともと、問題の性質は日本の「国内」性にあった。

筆者が、「部落問題」——同和問題に途中でふれたのは、そのような展望をもつからである。在日の日本国籍取得は、日本社会の差別体制が積極的に除去されるような努力が継続的に実行されなかり、結局、第二の同和問題の発生にこそ請け合

一七 永住する外国人、とは形容矛盾か？

氏は、在日は祖国があるから、いつでも帰国できるといふ。ずいぶん非現実的（在日にとって「帰国」とは無意味な生活概念である）なことをいえる専門家だと、筆者は呆れるほかない。ともかく問題を複雑にしているのは、氏もいうように在日二世以下が日本社会への同化の面では、日本人とみわけがつかなくなっているのに国籍のみは異なり、ここに大きな矛盾が生じていることにある。

だが、よく考えてみたい。みわけもよくつかないという在日韓国・朝鮮人を、国籍（および民族）がちがうからといって（国籍は勝手に剝奪した）、これらを盾にして、いいようにいじめぬいてきたのが、この国であった。ほつておけば、自然に同化していく面もあるのが風土に生きる人間のありかたなのに、「民族」「異質」性（および国籍のちがうこと）を全面的に否定し、抑圧ばかりくわえてきたやりかたが、いかに卑劣であるかは贅言をまたない。

氏は、永住する外国人とは形容矛盾

盾だというが、これを製作したのは
ほかならぬ日本政府であった。氏は、
在日にとって日本ほど住みやすいと
ころはなく、外国人にこんな自由を
認めている国が世界のどこにあるか
という。しかし、筆者のような日本
生まれ・日本育ちの人間には、氏の
いいたいことがもうひとつピンとこ
ない。なんでそんなことを氏にい
わねばならないのか。もしかしたら、
外国人のくせにこの国に住めること
を感謝せよ、とでもいいたいのであ
ろうか。

一八 結論

日韓併合から八一年、敗戦から半
世紀近く経過し、在日三世四世まで
生まれている。彼らが外国人である
ことが不自然だと、佐藤氏はいう。
これはまさに正論である。ところが、
こういう正論を吐く氏が、各論にな
ると、とたんに奇妙な論調になる。
筆者がこの一文を書こうとしたきつ
かけは、そこにある。

氏は、在日韓国・朝鮮人の問題解
決のポイントは日本国籍の取得にあ
り、そうすれば当事者の要求はすべ
て解決し、特権問題もおきないとい

う。「協定三世」以下に限定し、生地
主義で日本国籍を与えるのも一方
法だという。それ以外の在日は帰化の
手続を簡略化するなどすべきだとい
う。日本国籍を取得したくない人は、
現在の法的地位協定で十分カバーで
きるとする。

以上の氏の「結論」は、それじ
たは「正論」だが、しよせんこれま
での日本政府・日本社会の在日韓国・
朝鮮人政策に対する処遇のまずさを
反省していない点で、大いに不正
を感じざるをえない。また、氏の「国
籍」付与論は、その実際が今後に発
生させると予想される重大問題（筆
者が行論中ふれてきたもの↓第二の
同和問題化の現実的可能性）をほと
んど考慮していない点も心配である。
氏の「日本国籍付与論」は、ここ
まで問題が進展しているなかでは、
もはや特効薬でないことを認識しな
ければならない。もつとも氏の国籍
「付与」問題の是非は、在日の一人
一人に聞いてみる必要もありそうで
ある。

紙幅の関係で十分に論じきれない
点もあり気になるが、以上で擱
筆したい。

へえ ぶぎる

一九九一・八・七

※執筆紹介。一九四七年三月東京
生まれ、東京韓国学園高等部・東京
理科大学・中央大学大学院博士過程
修了。札幌学院大学商学部教授を経
て、東京農業大学生物産業学部教授。
専攻：経営学原理、経営思想史、労
務管理論。



喰わずぎらいのあなたに!!

コリア就職情報

おもしろユニークな情報満載。

コリアファミリーサークル ☎06(762)0300